

**地域包括支援センターが業務の一部を委託することができる
指定居宅介護支援事業者について**

地域包括支援センターで行っているケアマネジメントは、介護保険法第115条の23第3項、介護保険法第115条の47第5項及び第6項に基づき、指定介護予防支援及び介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント業務の一部委託が認められています。

このことを受け、令和7年度に当区の地域包括支援センター（ケア24）が業務の一部を委託（再委託）することができる指定居宅介護支援事業所について、下記のとおり報告します。

記

対象となる指定居宅介護支援事業所
別紙一覧のとおり